

## 災害対応法制における大都市の役割の明確化に関する指定都市市長会意見

災害救助法など現行の災害対応法制においては、救助の主体はあくまでも都道府県知事であり、市町村長はその補助的役割と位置付けられ、指定都市の市長であっても、法令上、知事からの委任を受けてはじめて避難所運営等を主体的に担うことができるとされている。

しかし、今回の東日本大震災では、甚大な被害が極めて広範囲に同時に発生した中、被災程度や災害対応能力において自治体ごとに状況が大きく異なっていたにもかかわらず、柔軟な対応が可能な制度ではなかったため、仙台市においても主体的な住民の救助や生活支援に支障をきたす事例があった。また、全国の自治体が被災地に支援に入る際も、現行法制の枠組みの不十分さによる混乱が見られた。

このような状況に鑑み、住民と直接向き合う基礎自治体であると同時に、広域的な災害対応に必要な能力を有する大都市にあっては、その有する能力を最大限に活用するため、国や都道府県とも連携を図りながら、臨機応変な対応を可能とするよう災害対応法制を見直すことが必要と考える。

したがって、指定都市市長会では、災害対応法制について、以下のとおり大都市の役割を明確に位置付ける見直しを行うよう要請する。

- 1 指定都市をはじめとする大都市について、災害救助法における救助の主体に位置付けるなど、自立的・自発的に被災者の救援・救助にあたることができるようにすること。
- 2 大都市における救助に要する費用の国庫負担については、直接当該大都市に交付すること。

平成24年5月15日  
指定都市市長会